#### ○「重要事項説明書」及び「重要事項説明書兼登録事項等についての説明(高齢者住まい法第17条 関係)」(以下、「重要事項説明書等」という。)の作成にあたっての注意事項(特定以外)

- 1 重要事項説明書等を作成するにあたっての心構え
- (1) 重要事項説明書等は、入居契約に関する重要な事項を説明するためのものであり、入居者及び家族等 (以下、「入居者等」という。) に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。 載するこ
- (2) 入居者等が理解しやすいよう丁寧な表現に努めること。 (3) 別添1「事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス」及び別添2「有料老人ホーム・サービス付き 高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」は、重要事項説明書等の一部をなすものであることか ら、重要事項説明書等に必ず添付すること。
- (4) 大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく指導を受けている場合及び当該指針で不適合事項があ る場合は、重要事項説明書等にその旨を記載すること。
- (5) 景品表示法第5条第1項3号に基づく「有料老人ホーム等に関する不当な表示」を行わないこと。
- 2 重要事項説明書等を入力するにあたっての注意事項及び記入例の解説
- (1) サービス付き高齢者向け住宅において、「重要事項説明書」を「重要事項説明書兼登録事項等について の説明(高齢者住まい法第17条関係)」又は「重要事項説明書等」と表記して構わない。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅は、大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針5、6、7 (ただし、7(2) から(8)まで、(9) 一口、(9) 二から六まで、(9) 七口、(9) 八及び(10) を除く。)及び12の項目
- は適用外であるが、原則として、重要事項説明書等の省略は認めない。 (3) 届出している有料老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅に登録している有料老人ホームを総 称して「ホーム」という。
- (4) 届出している有料老人ホーム及び当該事業者を総称して「有料」という。
- (5) サービス付き高齢者向け住宅に登録している有料老人ホーム及び当該事業者を総称して「サ高住」とい
- (6) サ高住においては、重要事項説明書等の内容とサ高住登録の申請内容との整合性を図ること
- (7) 【省略】と記載されている項目及び「色帯のない(背景が白色)」項目が空欄の場合は、「削除、斜 線、空欄、塗りつぶし」をして構わない。それ以外の項目で削除する場合は、大阪府に確認すること。
- (8) 該当しない項目がある場合は、「斜線、空欄、塗りつぶし」をして構わない。
- (9) 重要事項説明書等以外で入居者等への説明で重要かつ説明を要すると考える場合は、当該様式に項目 を追加して構わない。
- (10) 薄黄色の色帯のある項目は入力すること。
- (11) 薄緑色の色帯のある項目はプルダウンリストから選択すること。(選択肢が当該リストにない場合は、 新たに入力すること。)
- (12) 重要事項説明書等にある「生活相談員」とは、サ高住の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生 労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2 号) 第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員をいう。
- (13) 「有料」又は「サ高住」と限定して入力をする旨指示している項目は、基本的に限定している主体者 のみの入力で構わない。ただし、その他の主体者で入力する方が良いと判断する場合は入力しても構 わない。
- 3 重要事項説明書等を入居者等に交付及び説明するにあたっての注意事項
- (1) 重要事項説明書等は、老人福祉法第29条第7項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。
- (2) 入居希望者が、入居契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な 時間的余裕をもって入居契約書及び重要事項説明書等について説明を行うこと。また、入居希望者が 希望する介護サービス等(介護保険サービス、医療サービス等、高齢者生活支援サービス、その他の サービス※)の利用を妨げないこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を 行うこと。
- (3) 大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく指導を受けている場合は、入居希望者に対して丁寧 かつ理解しやすいよう説明すること。

※介護保険サービス:ケアプラン、訪問介護・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテー ション・福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防を含む。)、定期巡回・随時対 応型訪問介護看護等

医療サービス等 : 医療、歯科医療、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等

高齢者生活支援サービス等:入浴、排せつ、食事等の介護、食事の提供、調理、洗濯、掃除等の家事、 心身の健康の維持及び増進

その他のサービス:金銭管理、理髪等

# 重要事項説明書

記入年月日	令和7年10月1日
記入者名	五味多和男
所属・職名	サービス付き高齢者向け住宅さえずり 施設長

### 1 事業主体概要

Ø €hr	(ふりがな) しゃかいふくしほうじんてんじゅかい				
名称	社会福祉法人天寿会				
法人番号	5120105003699				
主たる事務所の所在地	〒 587−0022	〒 587−0022			
土たる事務別の別任地	大阪府堺市美原区平尾1938番地1				
	電話番号/FAX番号	072-363-1555/072-363-1770			
連絡先	メールアドレス	<u>hiraoso@tenjukai.or.jp</u>			
	ホームページアドレス	http:// WWW.tenjukai.or.jp			
代表者(職名/氏名)	理事長	/ 網田隆次			
設立年月日	平成 元年2月1日				
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス-	一覧表)			

# 2 有料老人ホーム事業の概要

### (住まいの概要)

St Flo	(ふりがな) さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたく					
名称	サービス付き高齢者向け住宅さえずり					
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5 登録	条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の				
有料老人ホームの類型	住宅型					
所在地	〒 584−0079					
7)11年46	大阪府富田林市五軒家一丁目26-8					
主な利用交通手段	電車(南海高野線大阪狭山市駅下車)很	步15分				
	電話番号	072-369-4510				
連絡先	FAX番号	072-369-4509				
<b>建桁</b> 无	メールアドレス	sakouju@tenjukai.or.jp				
	ホームページアドレス	http://				
管理者 (職名/氏名)	施設長	<b>/</b> 五味多和男				
有料老人ホーム事業開始日/届出 受理日・登録日(登録番号)	令和 4年2月1日	/ 令和 4年2月1日				

### 3 建物概要

	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自	動更新	なし		
土地	賃貸借契約の期間					~			
	面積	1	, 895. 4	m²					
	権利形態		抵当権		契約の自	動更新			
	賃貸借契約の期間			•	•	$\sim$			
	延床面積	1	, 479. 9	m <sup>2</sup> (うち有	す料老人ホー	ーム部分		780.0	m²)
	竣工日	令和	4年1月			用途区	分		
建物	耐火構造	準耐火建	<b>基築物</b>	その他の	の場合:				
	構造	鉄骨造		その他の	の場合:				
	階数	2	 階	(地上	2	階、地階		階)	
	サ高住に登録し	ている場	易合、登	録基準~	への適合	性	適合してい	る	
	総戸数	1	戸	届出又は	登録をし	た室数	•	40	室
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	一般居室個室	0	0	×	×	0	18. 00 m²	40	1R
居室の 状況									
1/1/1/L									
	共用トイレ	2ヶ所		うち男女	、別の対応	が可能な	<b>ドイレ</b>		ケ所
	7/11 T - T - V	2	7 171	うち する ある ある ある ある ある ある ある ある ある あ		子等の対応が可能なトイレ		2ヶ所	
	共用浴室	個室	4	ヶ所			ケ所		
	共用浴室における 介護浴槽		2	ケ所			ケ所	その他:	
	食堂		1	ヶ所	面積	150. 7	m²		
共用施設	入居者や家族が利 用できる調理設備	あり							
	エレベーター	あり(車	<b>厄椅子対応</b>	<u>z</u> )		1	ケ所		
	廊下	中廊下	2. 1	m	片廊下		m		
	汚物処理室		2	ヶ所					
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	<b>采心</b> 世和表直	通報先	事務室	•	通報先か	ら居室ま	での到着予定	時間	1分
	その他								
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通	報設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場 (改善予	合 定時期)					
	防火管理者	あり	防災計画	Ū	あり	避難訓練	東の年間回数	2	口
						•			

#### 4 サービスの内容

### (全体の方針)

運	営に関する方針		自らのライフスタイルや将来も含めた介護ニーズに見合った住まいとして適切に 選択できるよう入居することでどのような医療介護サービス(外部サービス含む)が受けられるかなどについて情報提供体制の充実を図る		
サ	サービスの提供内容に関する特色		地域に密着し、住み慣れた地域で安心安全な住まいを提供し、自立した生活をめるように支援していく。一人一人の笑顔を大切に法人全体で提供できるようめていく。		
サ	ービスの種類	提供形態	委託業者名等		
入	浴、排せつ又は食事の介護	委託	ヘルパーステーションてんじゅ		
食	事の提供	委託	柏原マルタマフーズ		
調	理、洗濯、掃除等の家事の供与	なし			
健	康管理の支援 (供与)	委託	ヘルパーステーションてんじゅ		
状	状況把握・生活相談サービス 自ら実施				
	提供内容		入居者から居住部分への訪問を希望する旨があった場合当該居室部分への訪問		
	サ高住の場合、常駐する者		介護職員初任者研修		
<i>l</i> z±1•	<b>  本外収の学期投</b> 数	委託	平尾荘診療所		
()建	康診断の定期検診	提供方法	居室へ往診		
利用者の個別的な選択によるサービス		ビス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が 提供するサービスの一覧表)		
虐	虐待防止		虐待防止の責任者は管理者とする。虐待防止研修を実施。定期的に啓発周知など 行っている。入居者及び家族等に苦情解決体制を整備している。虐待を受けたと 思われる入居者を発見した場合すみやかに市町村に通報する。		
身 <sup>,</sup>	身体的拘束		原則禁止しており三原則(切迫性、非代替性、一時性)に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じてその期間を定め、入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族へ説明を行い、同意をいただく。		

#### (併設している高齢者居宅生活支援事業者)

#### 【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) けあぷらんせんたーさえずり			
<b>学</b> 未別 石 你	ケアプランセンターさえずり			
主たる事務所の所在地	584-0079			
土にる事務別の別伝地	大阪府富田林市五軒家25-10			
事務者名	(ふりがな) おかもととおる			
<b>尹</b> 伤有名	岡本亨			
併設内容	ケアプランセンター作成			

#### (連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

### 【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) かいごろうじんふくししせつさえずり 介護老人福祉施設さえずり		
主たる事務所の所在地284-0079大阪府富田林市五軒家25-10			
市砂土石	(ふりがな) ふるおかつとむ		
事務者名	古岡勉		
連携内容	高齢者の安心安全な生活確保に必要な内容		

#### (医療連携の内容)※治療費は自己負担

(区原建物の内分/次加原頁18	救急車の手配					
医療支援	その他の場合:					
	名称	平尾荘診療所				
	住所	大阪府堺市美原区平尾1938番地1				
	診療科目	内科				
	協力科目	泌尿器科、整形外科				
協力医療機関	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保				
加フチログ    大		ふくろうクリニック				
	住所	大阪府堺市堺区向陵町12-21				
	診療科目	内科				
	協力科目	<u>泌尿器科、整形外科</u>				
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保				
<u>新興感染症発生時に</u> 連携する医療機関	医療機関の名称	ふくろうクリニック				
	医療機関の住所	大阪府堺市堺区向陵町12-21				
	名称	医療法人佳晴会おのえ歯科				
協力歯科医療機関	住所	大阪府堺市堺区戎島町2-9				

# (入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合				
		その他の場合	:	
判断基準の内容				
手続の内容				
追加的費用の有無			追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更	なし	変更の内容	
促削の店室との住稼の多丈	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

### (入居に関する要件)

入居対象となる者	自立、要支援、要介護			
留意事項	60歳以上の高齢	者 医療対応	必要者については要相談	
契約の解除の内容	①入居者が死亡	したとき ②フ	人居者または事業者から解約した場合	
事業主体から解約を求める場合	解約条項		賃料及び、管理費、介護サービス費が支払われない場合。集団生活に規定する義務を果たせなかった場合	
	解約予告期間		相当な期間	
入居者からの解約予告期間	1	ケ月		
体験入居	あり	内容		
入居定員	40 人			
その他	身元引受人が設定できない場合は要相談			

#### 5 職員体制

#### (職種別の職員数)

		職員数(実人数)	兼務している職種名及び 人数		
		合計			
			常勤	非常勤	7 3 3 4
管理	者	1	1		
生活	相談員	1	1		
直接	処遇職員				
	介護職員	20	5	15	
	看護職員				
機能	訓練指導員				
計画	T作成担当者				
栄養	士				
調理	<u></u> 員				
事務	員				
その	他職員	1			事務兼務

### (資格を有している介護職員の人数)

	合計		備考	
		常勤	非常勤	佣石
介護福祉士	10	4	6	
介護福祉士実務者研修修 「 者	5	1	4	
介護職員初任者研修修了者	5		5	

#### (資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復師			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

### (夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 ( 時~	時)					
	平均人数			最少時人数	(宿直者・休	憩者等を除く)
看護職員			人			人
介護職員		1	人		1	人
生活相談員			人			人
			人			人

#### (職員の状況)

(順貝の状況)											
		他の職務	客との兼務	务			なし				
管理	者				畐祉士・主任介護支援専門員 畐祉主事						
		看護職員	į	介護職員	1	生活相談	炎員	機能訓練	指導員	計画作成	担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	度1年間の 者数			2	4						
	度1年間の 者数				4						
じ業た務	1年未満				1						
職従の事	1年以上 3年未満			1	3						
人と数経	3年以上 5年未満				16						
験年数に	5年以上 10年未満			3							
に応	10年以上			1							
備考											
従業	者の健康診断	折の実施料	犬況	あり							

#### 6 利用料金

#### (利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	住の権利形態		建物賃貸借方式		
			月払い方式		
利用料金の支払い方式		選択方式の内容 ※該当する方式を全			
		て選択			
年齢に応じた金額設定	年齢に応じた金額設定				
要介護状態に応じた金額	<b>頁</b> 設定	なし			
入院等による不在時にお	入院等による不在時における利用料				
金(月払い)の取扱い			家賃、共益費、生活相談サービス費		
利用料金の改定	条件				
	手続き				

#### (代表的な利用料金のプラン)

(103203/3/1	(代表的な利用料金のフラン)					
			プラン1	プラン2		
7 日本の出	- \\ -	要介護度				
入居者の状況		年齢				
		部屋タイプ	一般居室個室			
		床面積	18. 00 m <sup>2</sup>			
		トイレ	あり			
居室の状況	I.	洗面	あり			
		浴室	なし			
		台所	なし			
		収納	あり			
1 民味占づ	\$ // 冊 <b>/&gt;</b> 弗 田	敷金	102,000円			
八店时点(	が必要な費用					
月額費用の	合計					
家賃			51,000円			
保サ	食費		45,000円			
外ビ	<ul><li>険</li></ul>		25,000円			
<b>※</b> ス			15,000円			
用						
介						
護	有線放送受信	言料	3,000円			
/ <b>世</b> · 本	7D PA # D 2 #	되 그 수나 그 그 수나 소나다		- 中ルマクロ内(へ)を)		

備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)

<sup>※</sup>有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる 介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入して いない。)

### (利用料金の算定根拠等)

家賃	1日1,700円×30日=51,000円(31日の場合も同様)			
敷金	<mark>家賃の</mark> 2 ヶ月分			
为父立.	解約時の対応	現状復旧後返金		
前払金	なし			
食費	朝食300円 昼食600円 夕食600円			
共益費	共用施設の維持管理・修繕費			
状況把握及び生活相談サービス費	状況把握サービス(安否確認・緊急通報対応)生活相談(一般的な相談助言・専門家の専門機関の紹介)			
利用者の個別的な選択によるサービ ス利用料	<u>&gt;</u> 別添 2			
その他のサービス利用料	有線放送受信料3,0	000円		

### (前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

<u>算定根拠</u>		
想定居住期間(償却年月	月数)	
償却の開始日		
想定居住期間を超えて勢 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
区区型の昇足力伝	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		
別な並び外土儿		

### 7 入居者の状況

# (入居者の人数)

	65歳未満	人
年齢別	65歳以上75歳未満	人
十一图印力门	75歳以上85歳未満	12 人
	8 5 歳以上	28 人
	自立	1 人
	要支援1	1 人
	要支援 2	1 人
要介護度別	要介護 1	5 人
安月喪及別	要介護 2	10 人
	要介護 3	14 人
	要介護 4	3 人
	要介護 5	5 人
	6か月未満	3 人
	6か月以上1年未満	5 人
入居期間別	1年以上5年未満	32 人
ノン/白 が11月1万円	5年以上10年未満	人
	10年以上15年未満	人
15年以上		人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	0 人 / 0 人
入居者数		40 人

#### (入居者の属性)

性別	男性		4	人	女性		36 人
男女比率	男性		10	%	女性		90 %
入居率	100	%	平均年齢	89	歳	平均介護度	2. 5

### (前年度における退去者の状況)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	自宅等	1 人			
	社会福祉施設	人			
退去先別の人数	医療機関	人			
	死亡者	2 人			
	その他	人			
		0 人			
	施設側の申し出	(解約事由の例)			
生前解約の状況					
<u>←</u> 上 日11月年末リマノ4人でL		1 人			
	入居者側の申し出	(解約事由の例)			
		在宅復帰			

#### 8 苦情・事故等に関する体制

#### (利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		サービス付き高齢者向け住宅さえずり			
電話番号 / FAX		072-369-4510 / 072-369-4509			
	平日	09:00~18:00			
対応している時間	土曜	09:00~18:00			
	日曜・祝日	09:00~18:00			
定休日		無			
窓口の名称(有料老人ホー	ム所管庁)	南河内広域事務室 広域福祉課			
電話番号 / FAX		0721-20-1199 / 0721-20-1202			
対応している時間	平日	$09:00\sim17:30$			
定休日		土曜日 日曜日 祝祭日			
窓口の名称 (サービス付き高齢者向け住宅	它所管庁)	大阪府住宅まちづくり部都市居住課 安心居住支援グループ 大阪府福市部介護事業者課 施設指導グループ			
電話番号 / FAX		06-6210-9711 06-6210-9712 06-6944-2675 06-6944-6670			
対応している時間	平日	$09:00\sim17:30$			
定休日		土曜日 日曜日 祝祭日			
窓口の名称(虐待の場合)		富田林市役所			
電話番号 / FAX		0721-25-1000 / 0721-20-2113			
対応している時間	平日	$09:00\sim17:30$			
定休日		土曜日 日曜日 祝祭日			

### (サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	あいおい損害保険
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	施設賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故マニュアルに	基づき、すみやかに対応します
事故対応及びその予防のための指針	あり	施設マニュアルによる

#### (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

	なし	あり	)の場合		
利用者アンケート調査、 意見箱等利用者の意見等 を把握する取組の状況			実施日		
			結果の開示		
				開示の方法	
	なし	あり	の場合		
第三者による評価の実施 状況			実施日		
			評価機関名称		
			結果の開示・		
				開示の方法	

### 9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

# 10 その他

		あ	りの場合			
			開催頻度	年 回		
運営懇談会	なし		構成員	<u>⊢</u>		
			一個の場合の代替			
			置の内容			
	<u>あり</u>	虐	待防止対策検討	委員会の定期的な開催		
高齢者虐待防止のための取組の	<u>あり</u>	指	針の整備			
<u> </u>	<u>あり</u>	定期定期な研修の実施				
	<u>あり</u>	担	当者の配置			
	<u>あり</u>	身体的拘束等適正化検討委員会の開催				
	<u>あり</u>	指針の整備				
	<u>あり</u>	定	期的な研修の実	拖		
<u>身体的拘束の適正化等の取組の</u> <u>状況</u>	あり	緊急制	急やむを得ない。 限する行為(身 <sup>。</sup>	場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を 体的拘束等)を行うこと		
			身体的拘束等をの状況並びに緊	<u>そ行う場合の態様及び時間、入居者</u> <u>多やむを得ない場合の理由の記録</u>		
	<u>あり</u>		染症に関する業			
	<u>あり</u>		害に関する業務			
業務継続計画(BCP)の策定			員に対する周知			
<u>状況等</u>	<u>あり</u>					
	<u>あり</u>					
	<u>あり</u>		期的な業務継続	<u>計画の見直し</u>		
提携ホームへの移行なしなし			りの場合の提携 ーム名	甘ベノ「屋房心霊間は中帯立ったはす ビノいっ ハンジャル 「屋屋の ・ 」		
個人情報の保護	保護条例及 契約時、個 事業者が職	び、 人情 員の	資料損の保護に関する定 報使用同意書を文章で説 退職後もじょうきの秘密	明し書面で同意を得る。 を保持する雇用契約とする。		
緊急時等における対応方法	連絡体制・ 連絡が取れ	災害及び急病、負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡し適切に対応する(緊急制・事故マニュアル等に基づく) 取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 致庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。				
大阪府福祉のまちづくり条例に 定める基準の適合性	適合		適合の場合 内容			
大阪府有料老人ホーム設置運営 指導指針「規模及び構造設備」 に合致しない事項	なし					
合致しない事項がある場合 の内容						
「8.既存建築物等の活用	適合している					
の場合等の特例」への適合性	代替措施 等の内容					
不適合事項がある場合の入 居者への説明						
上記項目以外で合致しない事項	なし					
合致しない事項の内容						
代替措置等の内容						
不適合事項がある場合の入 居者への説明						

添付書類:別添1 (事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス) 別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

(入居者)	
住 所	_
氏 名	<b>様</b>
	-
(入居者代理人)	
住 所	_
F 夕	<b>-</b> /

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日	 年	月	日
説明者署名			

# (別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	ヘルパーステーションてんじゅ	堺市美原区さつき野東1-5-1
訪問入浴介護			
訪問看護	あり	訪問看護ステーションてんじゅ	堺市美原区さつき野東1-5-1
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護	あり	ディサービスセンターさえずり	富田林市五軒家一丁目25-10
通所リハビリテーション	あり	ホットスプリング美原	堺市美原区菅生903番地3
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム平尾荘	堺市美原区平尾1938番地1
短期入所療養介護	あり	ホットスプリング美原	堺市美原区菅生903番地3
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護	あり	特別養護老人ホーム平尾荘	堺市美原区平尾1938番地1
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護	あり	ファミリ-ハウス美原	堺市美原区平尾1848番地1
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	介護老人福祉施設さえずり	富田林市五軒家一丁目25-10
看護小規模多機能型居宅介護			
居宅介護支援	あり	平尾荘居宅介護支援 ケアプランセンターさえずり	堺市美原区平尾1938番地1 富田林市五軒家一丁目25-10
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護	あり	訪問看護ステーションてんじゅ	堺市美原区さつき野東1-5-2
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション	あり	ホットスプリング美原	堺市美原区菅生903番地3
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護	あり	ホットスプリング美原	堺市美原区菅生903番地3
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり	特別養護老人ホーム平尾荘	堺市美原区平尾1938番地1
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	ファミリーハウス美原	堺市美原区平尾1848番地1
介護予防支援			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム平尾荘	堺市美原区平尾1938番地1
介護老人保健施設	あり	ホットスプリング美原	堺市美原区菅生903番地3
介護療養型医療施設		35/4	フェーン(M) 1 1 1 1 1 0 0 0 日 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
介護医療院			

### (別添2)

# 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		-
			料金※	₩ <b>-</b> 5
	食事介助	なし		
	排せつ介助・おむつ交換	なし		
介護	おむつ代	なし		
サ	入浴(一般浴) 介助・清拭	なし		
ピ	特浴介助	なし		
ス	身辺介助(移動・着替え等)	なし		
	機能訓練	なし		
	通院介助	なし		
	居室清掃	なし		
	リネン交換	なし		
	日常の洗濯	なし		
生活	居室配膳・下膳	なし		
サ	入居者の嗜好に応じた特別な食事 	なし		
l .	おやつ	なし		
ス	理美容師による理美容サービス	なし	2,000円	外部委託
	買い物代行	なし		
	役所手続代行 	なし		
	金銭・貯金管理	なし		
健	定期健康診断	なし		
康管	健康相談	あり	月額費含	
理サ	 生活指導・栄養指導	あり	月額費含	
T'	服薬支援	なし		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし		
入退院	移送サービス	なし		
院の		あり	30分1,500円	
サー		あり	30分1,501円	
ビス	入院中の見舞い訪問	なし		

<sup>※「</sup>あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。